

「Google Pay トークンサービス」モバイルペイメント規定

第1章 総則

第1条 目的等

1. 本規定は、auじぶん銀行株式会社（以下「当行」という。）から当行所定の会員規約（以下「会員規約」という。）に基づきじぶん銀行スマホデビット（以下「スマホデビット」という。）の提供を受けた会員が、Google社が別途指定する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法によりデビット取引を行う場合の、当行、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、JCBと当行を併せて「両社」という。）または両社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」という。）の内容、利用方法、その他当行と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当行との間の契約関係を「本契約」という。）等について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が本件モバイル端末を用いずにJCBクレジットカード取引システムを利用する場合（利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。）については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。
3. 利用者は、本規定にかかわらず、当行が別途公表した日以降に、第12条第1項第2号および第3号の加盟店において本サービスによるデビットショッピング利用ができます。

第2条 用語の定義

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。

1. 「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。
2. 「Google社」とは、利用者に対して、Google Pay トークンサービスを含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する Google, LLC. をいいます。
3. 「Google Pay トークンサービス」とは、Google社が提供する「Google Pay」と称する一連のサービスのうち、Google社と指定モバイル端末の利用者との間の契約に基づき、指定モバイル端末の利用者がクレジットカード、デビットカード等の番号とは異なる番号（トークン番号を含む。）の発行を受けることによって、指定モバイル端末の利用者において、指定モバイル端末を、非接触式決済等を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。

4. 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Google 社が利用者に提供する Google Pay トークンサービスのためのアプリケーションをいいます。
5. 「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いて JCB クレジットカード取引システムを利用した場合に、デビットショッピング利用代金等を支払うために、本契約を申し込む会員が指定したスマホデビットをいいます。
6. 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。
7. 「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるデビットショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いて JCB クレジットカード取引システムを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。
8. 「QUICPay」とは、JCB が単独または提携するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。
9. 「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。
10. 「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。
11. 「JCB Contactless」とは、JCB が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay と JCB Contactless は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。
12. 「JCB Contactless 加盟店」とは、JCB Contactless を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

第3条 契約手続き等

スマホデビットを利用する会員が本規定に同意の上、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Google 社および両社所定の方法により本契約の申込みを行い、Google 社および両社がそれぞれ審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末に Google 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当行が必要と認める場合、当行はその他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

第4条 トークン番号

1. 当行は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。トークン番号が発行された場合（第5条第5項に基づき追加発行トークン番号が発行された場合を含む。）、本件モバイル端末には、Google 社所定の仕様に基づき、トークン番

号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は当行に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第3項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることは推奨されません。

2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるデビットショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から JCB に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してデビットショッピング利用等を行ったことが特定されます。
3. 利用者はトークン番号を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってトークン番号を管理しなければなりません。利用者は、本サービスおよびトークン番号を第三者に利用させてはなりません。

第5条 トークン番号の種類等

1. 前条第1項に基づき発行されるトークン番号の種類、および各トークン番号の発行を受けた利用者が利用することができる本サービスは、以下の各号のとおりです。
 - (1) 「トークン番号(QUICPay)」: 第12条第1項第1号の加盟店におけるデビットショッピング利用
 - (2) 「トークン番号(JCB Contactless 等)」: 第12条第1項第2号および第3号の加盟店におけるデビットショッピング利用
2. 前項各号のトークン番号は、原則として両方が同時期に発行されます。ただし、以下の各号に定める場面ではいずれかの種類のトークン番号が発行されないこと（発行されない種類のトークン番号を、以下「未発行トークン番号」という。）について、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。
 - (1) 本サービスの提供開始後、当行が別途公表する日までは、トークン番号(JCB Contactless 等)は発行されません。
 - (2) 指定モバイル端末の機種、機能その他本契約の申込時の状況（第6条に定める制限の対象となる場合を含むが、これに限られない。）によっては、いずれかの種類のトークン番号が発行されない場合があります。
3. 利用者に発行されたトークン番号の種類は、第3条および本条第5項に定める通知の内容により確認することができるほか、当行に問い合わせる方法により確認することができます。
4. 利用者は、未発行トークン番号の発行を受けようとする場合、第3条に準じて、未発行トークン番号の発行を申し込むものとします。この場合、利用者による本規定への同意の手続きが行われなことがある場合があります。
5. 前項の申込みに対して Google 社および当行がそれぞれ審査の上承認した場合に、未発行トークン番号が発行されます。かかる発行は、指定モバイル端末を通じて、利用者へ通知され、本件モバイル端末上で Google 社所定の登録がなされることにより完了します（当該発行が完了した未発行トークン番号を、以下「追加発行トークン番号」という。また、先に発行されたトークン番号を、以下「先発行トークン番号」という。）。

この場合、追加発行トークン番号が「トークン番号」に含まれるものとして本規定が適用されるものとし、追加発行トークン番号に関する当行と利用者との間の契約関係は、既に成立している本契約の一部を構成するものとします。

第6条 トークン番号(QUICPay)の発行上の制限

1. Google社所定のGoogle Pay トークンサービスの仕様上、会員または共同占有者(第8条第3項に定めるものをいい、以下本条において同じ。なお、本条は、第8条第3項に定める利用者の責任につき免除又は軽減する趣旨を含むものではない。)が、本件モバイル端末について、既にGoogle Pay トークンサービス以外のQUICPayにかかるサービス(以下「既存QUICPayサービス」という。)を利用している場合には、トークン番号(QUICPay)の発行を受けることができません。ただし、JCBが別途指定したQUICPayにかかるサービスについては、この限りではありません。
2. 前項に基づきトークン番号(QUICPay)の発行を受けることができない場合でも、既存QUICPayサービスについて、その規約等に従って利用停止等の手続きを行うことにより、トークン番号(QUICPay)の発行を受けることができます。
3. 第1項に基づきトークン番号(QUICPay)の発行を受けることができない場合でも、第3条および第5条第4項に定める申込みにあたり、既存QUICPayサービスの利用を自動的に停止するGoogle社所定の手続き(以下「本件自動停止手続き」という。)を行うことにより、トークン番号(QUICPay)の発行を受けることができます。なお、本契約が成立せずまたはトークン番号(QUICPay)の発行がなされなかった場合でも、本件自動停止手続きが完了していれば、既存QUICPayサービスの利用は自動的に停止されます。会員は、共同占有者その他の者が既存QUICPayサービスを利用していないことを確認したうえで、自己の責任と判断の下、本件自動停止手続きを行うものとします。また、当行は、本件自動停止手続きによって利用者たる会員その他の者に損害が発生した場合でも、当行に故意または重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。

第7条 付帯サービス

1. 利用者は、第3章に定めるサービスのほか、利用者が本サービスを利用する場合に限った付帯サービスを受けられる場合があります。
2. 利用者が本サービスを利用する場合、会員が会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。
3. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第8条 本件モバイル端末・パスワード等の管理等

1. 利用者は、自己の判断で本件モバイル端末により決済サービスの提供を受けることとしたこと、本件モバイル端末の占有を失った場合には、第三者が本サービスを悪用するおそれがあること、モバイル端末認証(第4項に定めるものをいう。以下本項にお

いて同じ。)等について次の第1号から第4号の事情があること等を考慮し、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

- (1) Google Pay トークンサービスは、第12条第1項第1号の加盟店で利用する際は、モバイル端末認証がなされることなく利用可能となるサービスであること。また、Google Pay トークンサービスは、本件モバイル端末の画面がロックされている場合や電源が切れている場合でも、当該加盟店で利用可能となるサービスであること。
 - (2) Google Pay トークンサービスは、第12条第1項第2号の加盟店で利用する際は、取引額が10,000円(ただし、Google社により変更される場合がある。)以下であれば、Google社所定の回数に達するまでは、モバイル端末認証がなされることなく利用可能となるサービスであること。
 - (3) Google Pay トークンサービスは、第12条第1項第3号の加盟店で利用する際は、モバイル端末認証が行われた後10分(ただし、Google社により変更される場合がある。)以内であれば、更にモバイル端末認証を行うことなく、Google社所定の回数の利用が可能となるサービスであること。
 - (4) Google Pay トークンサービスは、前各号のほかGoogle社所定の場合には、モバイル端末認証がなされることなく利用可能となるサービスであること。
2. 利用者は、本契約の有効期間中、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
 3. 利用者が第三者(以下「共同占有者」という。)と共同で本件モバイル端末を使用する場合、共同占有者その他の第三者によって本サービスを利用されるおそれがより高くなりますので、第三者と共同で本件モバイル端末を使用することは禁止します。もし、本件モバイル端末を第三者と共同で使用した場合、利用者は、共同占有者その他の第三者が本件モバイル端末を使用することにより生じる一切の損害等に関する責任を負担するものとします。
 4. Google Pay トークンサービスは、第1項第1号から第4号までの場合を除き、本件モバイル端末の占有者がGoogle Pay トークンサービスを利用しようとする都度、本件モバイル端末所定の方法または利用者が本件モバイル端末で事前に設定した方法による認証(以下「モバイル端末認証」という。)を当該占有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスです。利用者は、モバイル端末認証に必要なパスワード、図形パターン等(以下「パスワード等」という。)を他人に知られることがないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、第三者がモバイル端末認証を行った場合には、本サービスを悪用するおそれがあること等を考慮し、本サービスの利用を申し込む際は、利用者の責任の下、本件モバイル端末とすることを予定する端末が採用する認証方法を確認した上で、当該端末が採用する認証方法のうちの方法を選択するかの判断を行うほか、他人に推測

されやすい記号・番号・図形等をパスワード等として登録しないよう、既に登録されたパスワード等の変更を含めた必要な措置をとるものとします。

5. 利用者が本サービスを利用する場合、会員規約または「J/Secure(TM)利用者規定」に基づく、パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。
6. 本件モバイル端末により本サービスが利用された場合、モバイル端末認証の有無にかかわらず、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。なお、利用者は、かかる負担があることを考慮し、自己の責任と判断の下、会員規約上可能な場合には、指定カードの1日あたりの利用限度額の設定・変更を行う等、必要な措置をとるものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第9条 個人情報の収集、保有、利用

1. 利用者および本契約を申し込まれた方（以下「利用者等」という。）は、当行が、(1)本契約の締結有無の判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、Google社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。
 - ① 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等がGoogle社に登録した事項
 - ② 本件モバイル端末の識別番号、端末の種別
 - ③ 利用者等が本契約の申込みを行われるにあたって指定モバイル端末に入力された内容および入力方法等
 - ④ 本契約締結の諾否に関する情報
2. 利用者は、当行がGoogle社に対して、(1)Google社における本契約締結後の管理、(2)Google社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。
3. 利用者等は、当行が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第10条 契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、当行が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第3章 モバイルペイメントサービス

第11条 利用可能な金額

1. 利用者は、指定カードの利用が認められた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。
2. 前項にかかわらず、第12条第1項第1号の加盟店においては、1回当たりの利用上限額は500,000円（ただし、当行又は利用者がこれより低い利用上限額を設定している場合は、当該利用上限額が適用されます。）となります。
3. 前二項にかかわらず、当行が特に定める加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別途定める金額となります。

第12条 デビットショッピング利用

1. 利用者は、次の第1号から第3号の加盟店において、本サービスを利用することができます。これらの加盟店には、原則として、JCB所定のマーク（マークには複数の種類があり、JCBのホームページにおいて公表されます。）が表示されますが（ただし、非対面取引の加盟店の場合はこの限りではありません。）、当該表示のない店舗であっても、第1号から第3号の加盟店として本サービスを利用できる場合があります。なお、Google Pay トークンサービスを利用できる店舗として、Google社所定のサービスマークが表示されている店舗であったとしても、第1号から第3号の加盟店でない限り、本サービスを利用することはできません。
 - (1) QUICPay プラス加盟店
 - (2) JCB Contactless 加盟店
 - (3) インターネット等による非対面取引を行う指定カードの加盟店のうち、Google Pay トークンサービスを利用できる加盟店（ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。）
2. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用することができません。
3. 利用者は、会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証が求められる場合にはこれを行い、かつGoogle社所定の手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。
4. 前項にかかわらず、当行が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。
5. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当行に対して支払いを行うものとします。
6. 利用者は、会員規約の定めに基づき、デビットショッピング利用の制限が課される場

合、本サービスの利用もできません。

第4章 その他

第13条 本件モバイル端末の紛失、盗難

1. 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。この場合、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）第27条第2項の適用はありません。
2. 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の第1号の措置をとり、かつ、第2号または第3号の措置をとるものとします。なお、通信事業者によっては第3号の措置に対応していないこともありますので、第3号の措置をとる場合には、あらかじめ通信事業者にお問い合わせください。
 - (1) 当行に対する届出
 - (2) Google社所定の方法による遠隔操作でのGoogle Payトークンサービスの機能停止措置の実施
 - (3) 本件モバイル端末の通信サービスを提供する事業者（以下「通信事業者」という。）に対する、本件モバイル端末と一体となるICチップの機能停止および本件モバイル端末の回線遮断の届出

第14条 一時停止等

1. 当行は、本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。
2. 両社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。
 - (1) 本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
 - (3) 本サービスまたは本決済システムのセキュリティ上、両社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
 - (4) 上記各号のほか、両社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合

第15条 免責

1. 両社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
 - (1) 本件モバイル端末（これと一体となり、または記録されているICチップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。）もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合

- (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合
 - (3) Google 社が利用者に対して Google Pay トークンサービスにかかるサービス提供を停止もしくは中止している場合、またはその他 Google 社の事情に起因する場合
 - (4) 前条に基づき、本サービスが一時停止または中止された場合
2. 両社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、利用者に損害が発生した場合といえども、両社に故意または重過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、両社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

第16条 契約期間

1. 本契約は、第3条の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日（以下「契約成立日」という。）に成立し、契約成立日の7年後の応当日の属する月の末日（以下「契約満了日」という。）に終了します。
2. 前項にかかわらず、利用者が第5条第5項に基づき追加発行トークン番号の発行を受けた場合、本契約は、追加発行トークン番号の発行日の7年後の応当日の属する月の末日に終了します。なお、この場合においても、先発行トークン番号は、契約成立日の7年後の応当日の属する月の末日までしか使用することができません。また、利用者は、使用できなくなった先発行トークン番号と同じ種類のトークン番号の発行を希望する場合には、別途第3条に基づく本契約の申込みを行う必要があります。
3. 前二項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションにおいて、Google 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。
4. 第1項および第2項にかかわらず、当行は契約満了日前であっても、1ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。
5. 利用者は、契約満了日を当行に問い合わせる方法により、確認することができます。

第17条 解除等

1. 当行は、利用者が本契約に違反し、当行が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
2. 次の第1号から第6号のいずれかに該当するときは、当行からの催告および通知を要せず当然に、また第7号から第10号のいずれかに該当するときは、当行からの通知により、本契約は終了します。
 - (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
 - (2) Google 社と利用者との間の Google Pay トークンサービスにかかる契約が終了したとき、または、Google 社が Google Pay トークンサービスの利用停止の措置をとったとき
 - (3) 通信事業者が本件モバイル端末について、IC チップの機能停止および回線遮断の

措置をとったとき

- (4) 会員規約（会員区分の変更）に基づき、会員区分の変更があったとき
- (5) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があるとして当行が判断したとき
- (6) 利用者が当行に対して、本件モバイル端末を紛失した旨通知したとき
- (7) 連続して12か月間以上、本件モバイル端末を使用した本サービスの利用が行われなかったとき
- (8) 利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
- (9) 利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (10) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないとして当行が判断したとき

第18条 準拠法

本契約に関する準拠法は日本法とします。

第19条 合意管轄裁判所

利用者は、利用者と当行との間で訴訟が生じた場合、当行本社を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条 本規定の改定等

1. 将来本規定が改定され、当行がその内容を次項の方法により通知または公表した後に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は当該改定内容を承認したものとみなします。
2. 当行が利用者に周知する方法は、利用者が当行に対してEメールアドレスを届出ているか否かに応じ、以下の方法によるものとします。利用者は、自己が希望する周知方法を考慮の上、当行にEメールアドレスを届け出るか否かを判断するものとします。
 - (1) 利用者が当行に対してEメールアドレスを届け出ている場合、当該Eメールアドレス宛に通知する方法
 - (2) 利用者が当行に対してEメールアドレスを届け出ている場合、当行のWEBサイトに公表する方法。なお、当行は、当該公表を行った旨を、利用者に対してプッシュ通信の方法で通知します（利用者が本件モバイル端末においてプッシュ通信機能を利用する場合に限ります。）。また、当行は、当行が特に必要と認める場合に限って、書面その他の方法により、利用者に対して通知を行います。
3. 当行は、本サービスの内容を変更した場合（ただし、軽微な変更の場合等、利用者の特段の影響がない場合を除きます。）にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知または公表します。

以上

【2020年2月9日現在】